

# 唐代エリート官人の昇進経路の形成とその展開

小島 浩之

はじめに

1. 選人増加への武后朝における対応
  2. 雑色入流者に対する昇進制限
  3. 科挙出身者と雑色入流者との比率の調整
  4. 隔品規定と昇進経路の形成
- むすび

はじめに

筆者はかつて、玄宗の時代を則天武后の出現と安史の乱の狭間と位置づけ、玄宗朝を考える際には武后朝からの

連続性を考慮しなければならぬことを指摘した。<sup>(1)</sup>ただし拙稿では、唐人の歴史認識のあり方に着目したため、政治・制度の観点からこの連続性に注意を払うことができなかった。そこで本稿では、唐代官人の昇進経路の形成過程を検証することで、武后朝の政策が唐代後半期に与えた影響の一端を明らかにし、この点を補いたいと思う。

則天武后は科挙を重視して優秀な人材の登用に努め、後の進士科隆盛の礎を築いたことでよく知られている。その一方で員外官や試官を設置して門地や身分にとられない人材登用を行ったため、続く章後の斜封官とともに濫官だと非難されている。前者については、各種史料から科挙及第者数や科挙出身宰相の増加を統計的・計量的に分析し、武后朝以降の科挙の発展を政治史的に位置づける研究が中心であった。<sup>(2)</sup>また後者については、貴族層への対抗として経済的基盤を持つ新興地主層を官界に流入させたことに要因を求める議論が主流を占める。<sup>(3)</sup>高宗朝における武后の登場から安史の乱に至るまでの時期は、政治、経済、社会全てが様々な矛盾を内包した時期であり一種の転換期であった。この矛盾を乗り越えるために陳寅恪氏<sup>(4)</sup>以後の唐代政治史は、「閩隴集團対山東集團」、「貴族対新興勢力」、「門閥対反門閥」といった階級闘争史観によってこの時代を説明してきたのである。これらの研究は貴族制についての議論がその中核にあり、隋唐時代を貴族制の変質期、没落期と考え、その中でこの時期がどのような意味をもったかを見いだそうとするものであった。則天武后による科挙振興策や濫官は、その時期の政治闘争の現象面として採り上げられてきたにすぎず、計量的な分析により、宰相に占める科挙出身者の割合の増加は明らかにされても、彼らの昇進過程を裏打ちした制度や政策については見過ごされがちであった。この点について、石見清裕氏は「則天武后後に科挙官僚が政界に進出することは、学界で大方の認めるところである。谷川道雄<sup>(5)</sup>は、科挙官僚が支持する皇帝親政路線が外戚・皇親勢力を退けた結果として、玄宗朝の現出に至るとする。ただし、政策面から武后朝の意味を問い直す研究はいまだ少ないといわざるを得ず、詔勅類の分析等が急務である。」と述

べているが、これは非常に的確な指摘であろう。

科挙による人材登用制度が整備されても宰相までの道程は長く険しい。後述するように高宗朝ですでに選人は過剰で、通常の昇進は頭打ちの状態だったという。つまり登用制度という入口が整っても、その後何らかの保証がなければ、宰相まで辿り着く可能性は皆無に等しかったと言える。したがって、科挙及第者が宰相まで昇進できるよう支援する制度がこの時期に確立し、玄宗朝に受け渡されたと考えるべきだろう。そうでなければ、唐代後半期の宰相中に占める科挙出身者の割合が高いという現象と、全出身者に占める科挙出身者の割合が10%に満たないことが同時に成立し難い。現代日本の官僚におけるキャリアのように、科挙出身者が優先して昇進できるようになしなくみが整備されていたはずなのである。

そこで本稿では、科挙の隆盛を裏で支えた制度的枠組み、すなわちエリート官人の昇進経路の形成過程を、武后朝の人事政策を通じて明らかにする。これは単なる昇進経路の考証ではなく、人事制度の裏付けとなった政策に主眼を置いた唐代人事政策史の試みでもある。

### 1. 選人増加への武后朝における対応

唐代の官人は、流内官・流外官・雜任に大別される。このうち厳密な意味で「官」に相当するのは流内官のみで、流外官以下は官にあらざる「吏」であり、胥吏・雜色人・職掌人などと呼ばれた。また流内官にも厳然たる区別があり、三品以上は公卿、四品・五品は大夫、六品以下は士に該当するとされ、俸給を始めとして種々の恩典に悉く差があった。九世紀前半の時点で、官は一万八千、流外その他の下級官吏は五〜六万、雜

任は三十万であったとい<sup>(9)</sup>う。

はじめて品階を与えられることを「出身」と言い、出身のためには、封爵・親戚、勲官、門蔭、貢挙などといった資格を必要とした。また流外官など雑色から出身することもでき、この場合は特に「入流」とも称した。出身資格を得てもすぐさま官職を授与（注官）されるとは限らず、選人として注官待ちの期間（待選期間）を過ごすことが一般的であつた。<sup>(10)</sup>

選人は高宗朝から武后朝にかけて急増し、注官は非常に狭き門となっていた。張鷟の『朝野僉載』は、武後の濫官が官の質を低下させ、選人数の爆発的增加に繋がったと暗に批判している。<sup>(11)</sup>いま張鷟の言を鵜呑みにすれば、選人の爆発的增加の原因は武後の濫官の結果として片づけられてしまう。しかし渡辺信一郎氏によれば、選人増加の原因は吏部による人事や考課の失敗に加え、経済的な基盤を持った地方富豪層の政治的世界への進出による出身間の口の拡張なのだとい<sup>(12)</sup>う。渡辺氏はさらに、直接の要因を隋の文帝の地方官制改革により、吏部に人事権が集中したこと、地方の胥吏層（すなわち富豪層）と中央が直接対峙する構造になったことに求めている。確かに高宗朝の時点ですら年間の出身者の大半は雑色からの入流で占められ、それ以外の出身者を圧倒していた。<sup>(13)</sup>早晩、雑色からの入流経路を通じ、地方の富豪層が大量に押し寄せてくることは不可避だったと言える。<sup>(14)</sup>渡辺氏はこういった状況を「官僚制の危機」と位置づけ、武后政権に課された危機回避の課題として次の三点を挙げる。

- ① 官僚（品官）定員数と入流者数との調整
- ② 科挙出身者と雑色入流者との比率の調整
- ③ 雑色入流者の昇進経路の確定

そして①に関して武后がとった対応は、試官ポストの増大による調整であったとする。濫官が選人の爆発的增加を

もたらしたのではなく、選人の爆発的増加への対応策としての試官が、結果的に濫官という評価に繋がったというのである。渡辺氏が試官に国家危機への対応策という政策的性を見出し、武後の人事政策として積極的に評価している点は極めて重要である。<sup>(15)</sup> また「この課題は、つづく中宗期の員外官増設、斜封官問題をへて、玄宗期にうけつがれ、品官定員の増大によって調整されることとなった」として<sup>(16)</sup>いる点は、武后朝から玄宗朝への政策的な見地からの連続性が明示されており大変に興味深い。

これに対し残りの課題への対応について、②は武后朝に明確な対応がなく玄宗朝に持ち越されたとし、③は武后朝の詔勅を一つ紹介したに止まっている。しかし比率調整や昇進経路の確定といった課題は、官人の昇進経路の形成に深く関わる内容である。これらへの対応策が唐代後半期の人事制度に極めて重要な影響を与えたことは想像に難くない。にもかかわらず渡辺氏の議論の比重が①に置かれているのは、おそらく秦漢帝国以後、唐へと続く氏の言うところの「前期専制国家」の変質に考察の主眼が置かれているためだろう。これに対し筆者の関心は「唐宋の変革」に向けた諸事象の変化・変質にある。このため筆者は②③についても①と同様に政策的な見地から、さらに議論する余地があると考ええる。そこでつぎに渡辺氏の指摘する②③の課題への対応策に焦点を当て、これが以後の人事制度に与えた大きさに着目して、解釈し直してみよう。

## 2. 雑色入流者に対する昇進制限

②の課題については行論の都合上後回しにし、先に③の課題に対する武后朝の対応を見よう。まず渡辺氏も取り上げる武後の神功元年（六九七）十月三日の勅を<sup>(17)</sup>検討してみよう。

量才受職は、自ずから条流あり。常秩清班は、差等無くんばあらず。ちかごろ諸色・伎術、業に因りて官を得、その升遷に及んでは、改めて余任に従う。遂に器用をして紕謬し、職務をして乖違せしむ。礼経に合せざれば、事須らく改轍すべし。今より以後、本色出身にして、天文を解するものは、官を進めて太史令を過ぐるを得ず。音楽は、太楽・鼓吹署令を過ぐるを得ず。医術は、尚葉奉御を過ぐるを得ず。陰陽卜筮は、太卜令を過ぐるを得ず。造食を解するものは、司膳寺諸署の令を過ぐるを得ず。勳官・品子・流外・国官・参佐・視品等より出身する者あれば、今より以後、京の清要著望等の官に任ずるを得ず。若し階を累ねて応に三品に至るべき者は、階を進むるを須いず、一階ごとに勳而転を酬ゆ。如し先に上柱国を有さば、碁以上の親に迴授するを聴す。必ず異行奇材にして別に殊效を立つる者あれば、此の例に拘わらざれ。<sup>(18)</sup>

渡辺氏が指摘するように、この勅は伎術官に関する規定と雑色入流者に関する規定の二つから成り立っている。前者は伎術官の昇進経路を当該官司内に限定し、かつその昇進を当該官司の長官までで頭打ちとすることを規定している。<sup>(19)</sup> 続く後半部分はやや重要であるので、少し紙幅を割いて見てみよう。ここでは傍線部分のように制限を受ける対象となる出身資格が列挙されている。勳官は軍功により授けられるが、乱発によって相対的価値が低下し、官品は高いにもかかわらず実務面では色役人に近いものだったという。<sup>(20)</sup> 品子とは、職事官の六品から九品、勳官の三品から五品の者の子が、番役を経験することにより出身できるもの。恩蔭の一種とも言えるが、実際の待遇は胥吏に近いものであった。<sup>(21)</sup> 流外出身とは流外官から入流する者のことを指す。また視品官とは親王国や三師の幕府などの属僚(国官)等で、ゾロアスター教関係の薩宝府の官人を除き、開元十年(七二二)までに廃止されたものである。<sup>(22)</sup> つまりこの勅が対象としているのは、胥吏もしくはそれに相当する経路からの出身者なのであった。この勅

はこういった雑色入流者の昇進に関して二つの制限を設けている。第一には、彼らを在京の清官や要官には就任させないようにしたこと、第二には彼らの散官の昇進を原則として四品までにとどめ、それ以上は勳官の昇級に振り替えたことである。『朝野僉載』巻四には、

周の張衡は、令史出身たり、位は四品に至り、一階を加えて、合に三品に入るべく、已に团甲たり。退朝に因て、路旁に蒸餅の新たに熟すを見、遂にその一を市いて、馬上にこれを食らい、御史に弹奏せらる。則天、勅を降して、「流外出身は、三品に入るを許さず」と。遂に甲より落つ<sup>(26)</sup>。

というエピソードを載せる。流外出身者である張衡が、退朝時に買い食いをするというおおよそ清官にはあるまじき行為をしたため、三品への昇進を取り消されたというものである。このエピソードの結末は、全ての流外出身者に対する三品昇進の制限に繋がっており、史料1と考え合わせると非常に興味深い。今、張衡の行為の真偽は定かではないが、史料1の出された時代の雰囲気をよく伝えている逸話だと言える。

③の課題に対して渡辺氏は史料1を紹介したに止まっている。しかし雑色入流者の昇進経路の確定ということであれば、翌月に出された次の勅をも併せて検討すべきだろう。

### 史料2

その年間十月二十五日勅すらく、「八寺の丞、九寺の主簿、三監の丞・簿、城門・符宝郎、通事舍人、大理司直・評事、左右衛・千牛衛・金吾衛・左右率府・羽林衛の長史、直長、太子通事舍人、親王の掾・属・判司・参軍、京兆・河南・太原の判司、赤丞・簿・尉、御史台主簿、校書、正字、詹事主簿、協律、奉礼、太祝等は、出身入仕、既に途を殊にするあれば、望秩常班は、須らく甄異に従うべし。その流外及び視品官より出身する者あれば、前件の官に任ずるを得ざれ。その中書主書・門下録事・尚書都事は、七品官中なるも亦た緊要なれ

ば、一例に許さざるは、頗る勸奨に乖る。その考詞に清幹・景行・吏用・文理なる者あれば、選日に簡択し、十六考已上を歴る者を取り、左右金吾長史及び寺・監の丞に量擬するを聴す」と。<sup>(26)</sup>

史料2は流外および視品出身者について、特定の職事官への就任規制をかけたものである。流外・視品出身者は既に史料1で、在京の清官や要官への任官を制限されている。これに史料2の職事官を合わせれば、その制限範囲は六品から九品の広範囲に及ぶことが解る。これらをまとめて一覧にしたものが、表1の系統1および系統2である。史料1で指摘される清官を系統1、史料2が記載する職事官を系統2としている。史料1については具体的な官名が挙げられていないので、『大唐六典』巻二より六品以下の清官を抽出した。表によれば、両者の間には官職の重複が無く、二つの勅による流外・視品出身者への入流制限強化の一端を見て取れる。

史料2はこれまでも先行研究によって引用されてきた。ただし先行研究では『冊府元龜』巻六二九を採らず、『唐会要』巻七五に基づき議論を進めている。実は『冊府元龜』に比べて『唐会要』のものは数カ所脱字がある。特に問題なのは『唐会要』では直長の文言が脱落していることである。左右衛、左右千牛衛、左右金吾衛、太子左右衛率府、羽林軍に長史はあるが直長の官名は存在しない。したがって史料2に見える直長とは、これらの武官とは別系統の官名であることが解る。唐の官制中で直長は、殿中省の各局に置かれた式官名として存在する。したがって史料2の直長も殿中省各局の直長と判断して良いだろう。

史料2に直長が含まれることは何を意味するのであろうか。直長の文言の無い『唐会要』を根拠とした先行研究は、流外および視品出身者の任官が制限されたことを根拠として、史料2に羅列された職事官を清官に次ぐものと理解してきたのである。<sup>(27)</sup>毛漢光氏は次清官という名称すら与えている。<sup>(28)</sup>つまり神功元年閏十月の勅は、流外および視品出身者を次清官へ任官させないようにしたものだというのである。確かに史料2には校書や大理評事といっ

たエリート官人の望むポストが列挙<sup>(29)</sup>されている。しかし直長が含まれることにより、この勅に羅列された官職は清流と見なされる官職だけではないことになる。直長など殿中省所属の諸官は伎術官であって、次清官と言い得るものではないのである。宮崎市定氏は「一歳数遷というのが名流貴族の誇りであるのに反して、何時までも同じ場所に辛抱しているのが寒士、寒人の運命であった<sup>(30)</sup>」と述べ、官人の昇進において貴賤が分化し部内昇進に止まったものは濁流だとしている。宮崎氏は別のところで部内昇進に止まった濁官の代表として唐代の伎術官を挙げている<sup>(31)</sup>。こういう限定された範囲での昇進しか認められぬ官職の系統は、六朝時代より濁流であり清流ではない。

つまり流外・視品等出身者の入流制限の範囲は、従来考えられていた清官に次ぐポストのみならず、濁流の伎術官の就くべきポストにも及んでいたことになる。史料2は、一面では流外・視品等の出身者から伎術出身者のポストを守る効果を期待した政策だったと言えよう。これは史料1と考え合わせると非常に興味深い。史料1の前半部で、伎術官内部から外部への転出に歯止めをかける一方、史料2では伎術官への外部からの転入にも一定の規制をかけているからである。史料2は官職における清濁の秩序の維持と伎術官の保護のため、清官に次ぐ官職や伎術官の就くべき官職から流外・視品等の出身者を排除したものだと言える。このように史料2は伎術官、雑色入流者への規制を定めた史料1の延長上に考えるべきものである。

伎術出身者が遷転経路を分離・固定され、流外出身者が清要官から排除されたことで、雑色入流者の就くべき官職は自ずから限定されてしまった。そもそも官職の清濁とは六朝時代以来の貴族制に由来するものである<sup>(32)</sup>。武后は、選人の爆発的增加によって蔑ろにされていたこの清濁の別を再編する形で、「雑色入流者の昇進経路の確定」という課題を完遂したのである。

では、こういった雑色入流者の昇進経路の確定は、その後の唐朝の人事政策にどのような影響を与えたのである

表1 史料1〜3記載の職事官および唐代出身階一覽

七品		従六品		正六品		品階
	上	下	上	下	上	
	博士 詹事司直、四門	侍御史	起居郎、起居舍人、諸司の員外郎、秘書郎、著作佐郎、国子助教	太子文学	太子司議郎、太子舍人、太学博士、詹事丞	系統1 (清官) 親王府掾・属
	太子左右衛率府長史、尚食局・尚薬局直長、親王府判司(諸曹参軍事)	三監丞	左右衛長史、千牛衛長史、金吾衛長史、羽林軍衛長史			系統2 (史料2 掲載官職) 隔品優遇官(史料3 掲載)
	尚衣局・尚舍局・尚乘局・尚					
尉	輕車都尉	護軍		柱国	上柱国	身動出階
	皇太子			郡公	国公	身爵出階
	皇太子免親、皇太子小功・總麻親、皇后大功親、娶皇主者		親、皇太子親、皇后周親		皇親總麻以上親、皇太后周親、娶郡主者	親戚出身階
	一品子					資蔭出身階
	一品孫、二品子、三品上柱国・柱国子					科挙出身階

正 八 品		従 七 品		正
下	上	下	上	下
	◎監察御史		左右補闕、殿中侍御史、太常博士、太学助教	
親王府参軍事	協律郎	三監主簿、御史台主簿	九寺主簿、赤泉丞、詹事府主簿	釐局直長、太子通事舍人、京兆・河南・太原府判司（諸曹参軍事）
畿原丞	◎監察御史			
		騎都尉	尉	上騎都尉
		県男		県子
			郡主子	皇后小功・總麻親、皇太子妃周親
孫、五品護軍子	從三品曾孫、正四品孫、從四品子、四品護軍子、五品上護軍子	四品上護軍子	柱国・柱国子	一品曾孫、二品孫、正三品子、三品上柱国・柱国孫、四品上柱国・柱国子、五品上柱国・柱国子、四品上護軍子
秀才上中第	秀才上上第			

◎は隔品規定において系統1および系統2と重複する職事官 太字は八偶の史料に現れる職事官

従九品		正九品		従八品		品階
下	上	下	上	下	上	
					◎左右拾遺、四門助教	系統1(清官)
太子崇文館校書	太子司經局校書、 弘文館校書郎、 太子司經局正字、 奉礼郎	太子司經局校書、 秘書省正字、 秘書省著作局正字	太子司經局校書、 秘書省著作局校書郎、 太祝郎	◎大理評事、◎赤臬尉	◎赤臬主簿	系統2(史料2) 掲載官職)
		畿臬尉	畿臬主簿	◎大理評事 ◎赤臬尉	◎左右拾遺 ◎赤臬主簿	隔品優遇官(史料3) 掲載)
	雲騎尉、 武騎尉		驍騎尉、 飛騎尉			勳出身階
						爵出身階
					臬主子	親戚出身階
柱国子、諸品子	上柱国子	臬侯子、臬伯子、臬子子、臬男子	從五品孫、郡公子、臬公子	正五品孫、從五品子、 国公子	從四品孫、正五品子、 五品護軍孫	資蔭出身階
明算 明書 明法乙第	進士乙第 明法甲第	孝義 明經中上第 (丁)	明經上下第 (丙)	秀才中上第 明經上下第 (甲)	秀才上下第	科舉出身階

うか。唐代官人の出身経路を大雑把に分ければ「恩蔭」、「科挙」、「雑色」となる。かかる雑色入流者への入流制限や昇進経路の限定は、恩蔭出身者、科挙出身者にとって甚だ歓迎すべき政策だったはずである。特に史料2で、吏職出身者に対する制限が九品官にまで及んでいることは注目すべきだろう。

貴族主義が色濃く残る唐代においては、恩蔭出身者が最も優遇され、それ以外からの出身階は低く押さえられていた。科挙の中で最も重んじられたはずの進士出身者は、制度上は最も品階の低い従九品を出身階とする規定であった。表1には品階に対応する勳、爵、親戚、資蔭、科挙の各出身階を併記しておいたので確認いただきたい。問題は表1に記載の無い雑色入流者である。彼らも科挙と同じく九品を出身階としていた。このため九品は流内であるにも拘わらず、「流外」もしくは「胥吏」などと蔑称された品階なのである。この状況下で絶対数の多い流外出身者を在京の清要官から排除すれば、出身階の競合する科挙出身者が恩恵を被ることは容易に察しがつく。表1の系統2から解るように九品の職事官では、太祝郎・校書(郎)・正字・奉礼郎が流外出身者排除の対象になっている。つまり史料2は九品官を清濁に分け、科挙出身者と流外出身者の就くべき官を区別したのもであった。これは進士科設置の目的である九品官への即時任用<sup>33)</sup>に対応すべく措置されたものだろう。校書や正字が科挙出身者にとってエリートコースの登竜門<sup>34)</sup>であったことは広く知られているが、そうなるべき制度的根拠は神功元年閏十月の勅によって生み出されたと言える。

このように、武后による「雑色入流者の昇進経路確定」のための政策は、その裏に科挙出身者に対する保護策が巧妙にしくまれていると見なければならぬ。両者は表裏一体であり、渡辺氏のように秦漢からの延長上で位置づければ前者が、筆者のように唐から宋以降への流れで評価すれば後者が表出するのである。

### 3. 科挙出身者と雑色入流者との比率の調整

次に、渡辺氏の述べる「危機」克服の課題②「科挙出身者と雑色入流者との比率の調整」に関して考察してみよう。渡辺氏は「武后期には明確な対応はなく、玄宗期以後にもちこされた<sup>(36)</sup>」としているだけで、玄宗朝以後の具体的な対応については言及していない。そもそも比率の調整とはいかなる政策なのであろうか。唐代後半期でさえ全出身者に占める科挙出身者の割合は10%に満たず<sup>(36)</sup>。ほとんどが雑色からの入流者で占められていた。このことを念頭に置けば、比率の調整とは、科挙出身者が一定の割合で確実に出身・注官できる政策のことだと言い換えられる。史料②の措置は雑色入流者の昇進経路の確定に寄与したばかりでなく、出身階の競合を考慮して科挙出身者の優遇を試みたという側面も有していた。とすれば史料②こそは「科挙出身者が一定の割合で確実に出身・注官できる政策」すなわち武后朝における比率調整策なのである。

『唐摭言』卷一一には、

開元中、薛據自から才名を恃み、吏部に於いて參選し、万年の録事を受けんことを請う。流外官共に宰執に見えて訴えて云う、「亦録事は是れ某等の清要官なり、今進士の欲奪を被むれば、則ち某等の色人、手足を措く無し」と。遂に罷む<sup>(37)</sup>。

とあって、開元中に進士出身者が赤県の録事に就任しようと試みたが、流外出身者にとつての清要官ということでは彼らにそれを阻まれたという。これは開元年間に、科挙出身者と雑色入流者の間で、ある程度注官ポストの棲み分けができていたこと、さらに科挙出身者が流外出身者を一部で圧迫するような現象まで起きていたことを示してい

る。換言すれば、開元期には科挙出身者と雑色入流者との間に、一定の注官比率が形成されていたと言える。このように「科挙出身者と雑色入流者との比率の調整」への対応策は、玄宗朝を待つことなく、武后朝において既に対応が始まっていたのである。

ここまで渡辺氏の所説にもとづき、武后朝における人事政策について私見を述べてきた。武后は出身ごとに就くべきポストの棲み分けを行うことで雑色入流者の台頭を圧さえ、科挙出身者が一定の比率で注官されるように制度を整えた。このように「出身」という官人としての出発点を整理したことは、他の雑色入流者に対する科挙出身者の価値を相対的に高める結果をもたらした。しかし、これは官僚ピラミッドの底辺部の改善策にはかならない。表1から解るように恩蔭出身者は出身階位が高く、科挙出身者は既にスタート時点から水をあけられている。僅か10%の科挙出身者が宰相まで登りつめるためには、制度的にさらなる支援策がとられねばならなかったはずである。次章では、この点について検討を加えよう。

#### 4. 隔品規定と昇進経路の形成

次の史料3は史料1・2から三年後の聖暦三年（七〇〇）に出された勅である。

##### 史料3

（聖暦）三年正月三十日勅すらく、「監察御史、左右拾遺、赤臬の尉・主簿、大理評事、両畿県の丞・主簿・尉の三任已上を経る、及び内外官の三任十考以上を経るに、旧品を改められざる者は、選叙の日、各おの品を隔

てて処分するを量るを聴す。余官は必ず須く次を以て授任すべく、超越するを得ざれ<sup>(39)</sup>と。

周知のように「考」とは在任期間中の年数を表す言葉であり、一年一考を単位として勤務評定（考課）が行われた。六品以下の官は考課を四回すなわち四考を経た後、その成績に基づき品階を進められた。成績は上中下のそれぞれがさらに上中下の三段階に分かれた合計九段階で評価され、官人の昇任はこの成績の如何に左右された。四考全てが中中考を標準とし、この場合は一階進叙され、中上考二つにつき二階、上下考一つにつきさらに二階が加えられるというものであった。<sup>(40)</sup> 考課で進められるのは散官（本品）で、職事官の方は、任期を全うした後さらに所定の待選期間を経て、本品に対応するポストに任官されたのである。<sup>(41)</sup> 六品以下の場合、各品が正従に分かれ、それがさらに上下の階に分かれたから一品につき四段階、九品から六品まで合計一六段階ある。加えて官品の低い職事官ほど待選期間は長かったから、出身階の低い科挙出身者は散官の昇進や職事官の遷転に於いて非常に不利であった。

史料3は、一定の要件を満たせば、隔品すなわち品を飛び越えて授官できる規定である。このため遷転に多大な時間を必要とする下位官人にとって時間短縮の切り札となった。勅の冒頭に列挙された官職については、このうち三つを経験しさえすれば隔品昇進が許される。これに対して、その他の官職で隔品が許されるのは、三任かつ十考を経ても昇品していない場合に限定されている。<sup>(42)</sup>

表1には隔品規定に列挙された官職を隔品優遇官として示しておいた。隔品優遇官と名付けたのは、他の官職に比べて前述のように明白な区別があるからである。九つの隔品優遇官のうち、畿臬の丞（正八品下）・主簿（正九品上）・尉（正九品下）以外は系統1・2の官職と重複している。隔品優遇官が八・九品に集中していることから、この規定により最も恩恵を受けるのは低品を出身階とする者たちであることが解る。既に史料1・2で見たように、

雑色入流者は昇進経路を区別され、なおかつ昇進を頭打ちにされているから、史料<sup>3</sup>が科挙出身者に対する昇進支援策であることは明らかだろう。科挙出身者は神功の勅で競合する出身者が排除されたうえ、聖曆の勅で遷転に要する時間を大幅に短縮することが可能になった。すなわち科挙出身者であれば出身の優位性を保証され、清官や要官さらには隔品優遇官への就任も視野に入れることができるようになったのである。ここに科挙出身者が隔品優遇官を経て宰相へと至るといふ一つのエリートコースが浮かび上がってくる。この典型が八僞と呼ばれる次の昇進経路である。<sup>(43)</sup>

進士<sup>(※)</sup>↓1校書↓2畿尉(正九品下)↓3監察御史(正八品上)↓4拾遺(従八品上)↓5員外郎(従六品上)  
↓6中書舍人(正五品上)↓7中書侍郎(正四品上)

※1……秘書省 正九品上、太子司經局 正九品下、弘文館 従九品上、太子崇文館 従九品下

槻木正氏の指摘するように<sup>(44)</sup>、八僞こそは隔品規定を巧みに利用したエリートコースなのである。八僞において、品階が一遷で八階も上昇する拾遺から員外郎への遷転は、昇進の難所だったと考えられる。ここで切り札となるのが隔品規定なのである。畿県尉、監察御史、左・右拾遺の三職を経験することで、品を飛び越えたスムーズな授官・遷転が可能となっている。

これまで八僞は貴族制の影響が色濃く残る唐代官人の心情に根ざして説明されてきた。例えば池田温氏は八僞を次のように説明する。

ここで注目には値するのは、官品の高低のみが好悪の基準とされるのではなく、むしろ官品が低く同時に相対的に責任の軽いポストがより高く評価される点である。長官たる中書令より中書侍郎を選び、判官たる郎中より準判官の員外郎を選び、長官・次官の県令や畿県丞より判官の京県尉を選ぶというような一見奇妙な評価も、

重責を担う筆頭の官より優遊でき、かつ実権のある清官を欲する利己的な貴族の心情を前提としてはじめて理解されるであろう。<sup>(45)</sup>

確かに八僞上の官職は唐代官人の貴族的心情を満足させるものであった。しかしそれだけでなく、本稿で述べたような政策による巧妙な制度的裏打ちがあったからこそ、衆目の一致するエリートコースになり得たと言えよう。八僞は唐代官僚の貴族的なあり方と、武后朝の人事政策の双方により形成されたものだったのである。

ところで、系統1・2に含まれなかった畿臬官が隔品優遇官になっていることにも注目しておきたい。臬尉<sup>(46)</sup>ながらも畿臬の臬尉がエリートコースの一翼を占めていたことはつとに知られており、八僞に畿臬官が含まれていることからそれは窺える。畿臬官が既に当時のエリートポストであり史料<sup>3</sup>がそれを追認したのか、史料<sup>3</sup>公布の結果、エリートポストになったのかは詳かではない。ただ史料<sup>3</sup>により、武后朝で畿臬官が科挙出身者のエリートコース上のポストとして組み込まれたことは明白だろう。

少し時代は下るが、開元一一年(七二三)五月に太子校書の王泠然が当時宰相であった張説に宛てた、選挙・士官のあり方を批判する上書<sup>(47)</sup>の一節を見てみよう。

そもそも又たこれを聞く、昔閔子騫の政を為めて曰わく、旧貫に仍らば、これを如何。何ぞ必ずしも改め作らんや、と。凡そ校書・正字は一例に畿に入るを得ず。相公會てこの職と為り、貞観已來の故事を見ゆ。今の吏部侍郎楊滔、眼は字を識らず、心は賢を好まず、我が清司を蕪穢し、我が旧貫を改張し、去年の冬に奏して、今より已後、官に内外と無く、一例に畿に入るを得ざらんことを請う。即ち知る、正字・校書は一郷の臬尉<sup>(48)</sup>に如かず、明経・進士は三衛出身に如かざるを。相公この改張を復せば、甄別は安くにか在らんや。

冒頭に引用された『論語』先進編の言葉から、王泠然が先例維持を強く求めていることが察せられる。また史料の

後半からは、前年の冬に吏部侍郎楊滔が行った上奏により、先例が変更され、畿臬官への遷転が制限されたことが解る。上書の前後の内容から判断すれば、王冷然が維持を求める先例とは、校書や正字から畿臬官への遷転のことようである。では楊滔は何故当時一般化していた遷転経路を断とうとしたのであろうか。また王冷然はなぜ畿臬官への遷転に固執したのだろうか。二人の意見の対立には、彼らの出身の違いが背景にあると考えられる。科挙出身の王冷然<sup>(49)</sup>に対して、父楊執柔が則天武后の宰相であった楊滔は恩蔭出身だと考えられる。ここには当時の科挙出身者対恩蔭出身者という対立軸が隠されている。愛宕元氏が指摘するように<sup>(51)</sup>王冷然の「即知、正字・校書不如一郷県尉、明経・進士不如三衛出身。」という言葉は、まさに科挙出身者の恩蔭出身者に対する不満であり、「眼不識字、心不好賢」といった楊滔への罵詈雑言もかかる背景によるものなのである。畿尉は九品官であって隔品で優遇される官職の中では、科挙出身者の出身階に最も近い。つまり科挙出身者にとって、死守せねばならないポストだったのである。一方、楊滔ら恩蔭出身者にすれば、隔品の優遇規定を生かせるポストを一つでも多く手中に収めたかったであろう。この騒動は隔品規定が開元時代に定着していたため起きたものと言える。愛宕氏は開元十一年の畿臬のポストをめぐる騒動について、官界の勢力において、まだ恩蔭出身者が科挙出身者の上位に位置付けられていたことを論じている。<sup>(52)</sup>しかし逆に、こういった騒動が起きるほどまでに科挙出身者の勢力が向上しつつあったとも言い得る。このように聖暦三年の隔品規定は、少数の科挙出身者を宰相まで押し上げる支援策として、玄宗朝に受け渡されていったのである。

本稿では、唐代官人の昇進経路の形成過程について、人事政策史の観点から武后朝での対応に着目して考察を試みた。その中で武后朝の人事政策を積極的に評価しようとする渡辺信一郎氏の所説にもとづき、渡辺氏の提示した人事政策上の課題を再評価、再分析することで、次のような結論を得た。

唐代官人の昇進経路は、選人の爆発的增加という「官僚制の危機」に対する武后朝から玄宗朝にかけての人事政策の中で形成されていった。武后朝では雑色入流者の清官・要官への昇進規制と、伎術官の昇進経路の固定化により、職事六品官から九品官までの広範囲の官職に亘って、出身ごとの棲み分けが行われた。この結果、雑色入流者と出身階を同じくする科挙出身者が確実に一定の割合で出身できるようになった。このようにこれまで雑色入流者への規制と言われていた政策は、同時に科挙出身者への優遇策・保護策でもあったのである。また科挙出身者と恩蔭出身者の格差を是正するために隔品規定が施行された。これは特定の職事官を経ることにより、品を越えたスムーズな授官を可能にしたもので、出身階の低い科挙出身者を宰相にまで押し上げる支援策となった。これら一連の政策により「科挙出身↓隔品優遇官↓宰相」という昇進経路が形成され、これが一つのエリートコースとして浮かび上がってきたと言える。なかでも八儁は武后朝以来の様々な人事政策が有機的に組み合わされて確立した代表的なエリートコースだと位置づけ得るのである。これら武后朝の政策により構築された人事制度が、唐後半期に向けてどのような変質するのか、また「唐末の変革」に向けていかなる発展を遂げるのか、これらについては今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「唐の玄宗—その歴史像の形成—」『古代文化』第五二巻八号、二〇〇〇年。
- (2) 例えば、松井秀一「則天武后の擁立をめぐる」『北大史学』第一一号、一九六六年、西村元佑「則天武后における政治の基本姿勢と科举出身宰相の活躍」『龍谷史壇』第七二号、一九七七年など。
- (3) 例えば礪波護「唐中期の政治と社会」『唐代政治社会史研究』同朋舎出版、一九八六年など。
- (4) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』商務印書館、一九四四年。
- (5) 谷川道雄「武后朝末年より玄宗朝初年にいたる政争について—唐代貴族制研究への一視角」『東洋史研究』第一四巻四号、一九五六年。
- (6) 礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』名古屋大学出版会、二〇〇六年 一〇五頁。
- (7) 吳宗国『唐代科举制度研究』第二版 遼寧大学出版社、一九九七年 一七三—一八四頁。
- (8) 礪波護「中世貴族制の崩壊と辟召制—牛李の党争を手がかりに」(前掲注(3) 礪波書) 五五頁。
- (9) 唐代の官制全般に関しては、池田温「律令官制の形成」『岩波講座 世界歴史』五 古代五、岩波書店、一九七〇年、同「中国律令と官人機構」『仁井田陞博士追悼論文集 第一巻 前近代アジアの法と社会』勁草書房、一九六七年、礪波護「唐の三省六部」および「唐の官制と官職」(いずれも前掲注(3) 礪波書所収)、張国剛『唐代官制』三秦出版社、一九八七年などを参照。
- (10) 唐代官人の出身に関しては、前掲注(9) 池田論文、鳥谷弘昭「唐代の出身について」『立正史学』第八五号、一九九九年、齊陳駿「唐代的科举与官僚入士」『魏晋南北朝隋唐史資料』第一一期、一九九一年などを参照。
- (11) 『朝野僉載』巻一  
張文成曰、乾封以前選人、毎年不越数千。垂拱以後、每歲常至五万。人不加衆、選人益繁者、蓋有由矣。嘗試論之。祇如明經・進士・十周・三衛・勳散・雜色・国官・直司、妙簡実材、堪入流者十分不過一二。選司考練、總是假手冒名、勢家囑請、手不把筆、即送東司、眼不識文、被學南館。正員不足、權補試・撰・檢校之官。賄貨縱橫、贓汚狼藉。流外行署、錢多即留、或帖司助曹、或員外行案。更有挽郎・鞮脚、宮田・当屯、無尺寸工夫、並優与処分。皆不事學問、唯求財賄。是以選人冗冗、甚於羊羣、吏部喧喧、多於蟻聚。若銓实用、百無一人。積薪化薪、所從來遠矣。
- (12) 渡辺信一郎『臣軌—小論—唐代前半期の国家とイデオロギー—』『中国古代国家の思想構造—専制国家

とイデオロギー』校倉書房、一九九四年。

(13) 『通典』卷一七、選舉五

高宗顯慶初、黃門侍郎劉祥道以選舉漸弊陳奏。其  
一曰、吏部比來取人、傷多且濫。每年入流數過千  
四百人、是傷多。【永徽五年、一千四百三十人。  
六年、一千十八人。顯慶元年、一千四百五十人。】  
不簡雜色人即注官、是傷濫。【内は原注】

(14) 武后時代、地方における雜色層と、中間層的な富裕農民の連関性は船越泰次氏によって指摘されている。

【船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」『文化』第三一巻三号、一九六七年】

(15) 濫官じたいを積極的に評価しようとする試みは、既に柳元迪「唐武・韋后朝의 濫官에 대하여」『史學論叢』一潮閣、一九七九年があるが、国家政策としてより明確に位置づけたのは渡辺氏の論文であろう。

(16) 前掲注(12) 渡辺論文 三三三頁。

(17) 『唐大詔令集』卷一〇〇、官制上「釐革伎術官制」は「神功元年閏十月」とする。

(18) この勅は『唐会要』卷六七 伎術官、『通典』卷一五 選舉三 歷代制下の原注、及び卷一九 職官一 歷代官制總序の原注、『唐大詔令集』卷一〇〇 官制上「釐革伎術官制」等に載せる。ところがそれぞれに欠損があり、また異同も多い。本稿では『唐会要』を基にし、他の史料によって字句を補訂した。

量才受職、自有条流。常秩清班、非無差等。比來  
諸色伎術、因榮得官、及其升遷、改從余任。遂使  
器用紕謬、職務乖違。不合礼經、事須改軌。自今  
以後、本色出身、解天文者、進官不得過太史令。  
音樂者、不得過太樂・鼓吹署令。医術者、不得過  
尚藥奉御。陰陽卜筮者、不得過太卜令。解造食者、  
不得過司膳寺諸署令。有從勳官・品子・流外・國  
官・參佐・視品等出身者、自今以後、不得任京清  
要著望等官。若累階應至三品者、不須進階、每一  
階酬勳尚轉。如先有上柱國者、聽迴授冨以上親。  
必有異行奇材別立殊效者、不拘此例。

(19) 『大唐六典』卷二 吏部尚書・侍郎職掌之条の原注には

謂秘書・殿中・太僕寺等伎術之官、唯得本司遷轉、不得外叙。

とある。おそらく史料1および後掲の史料2の内容が反映されたものであろう。

(20) 渡辺氏は、この部分を『唐会要』の「有從勳官品子流外國官參佐親品等出身者」という記述に従い、「勳官・品子、流外・國官、參(重)佐(史)親(事)品(子)」のこととしている。しかし、渡辺氏の解釈では品子が二重に出てきてしまう。この点、李錦繡氏が『太平御覽』に引く唐職員令逸文中の「流外親品」を「流外視品」と指摘し、同じ誤記の例として史料1

の該当部分を挙げてゐるのは注目に値する（『唐代の視品官制』『唐代制度史略論稿』中国政法大學出版社、一九九八年）。開元以前は親王国の属僚や三師・三公以下の幕府の属僚は視品官であり、李氏が指摘するように史料中には「視品国官」や「視品官参佐」といった表現が現れる。これらより本稿では、史料1の公布時期（神功元年が開元以前であること）を考慮し、『通典』の「国官参佐視品」という記述に従って解釈した。

(21) 勳官については、松永雅生「唐代の勳官について」『西日本史学』第一二号、一九五二年、西村元佑「唐代前半期における勳官の相対的価値の消長と絶対的価値」『愛知学院大学文学部紀要』第八号、一九七八年、速水大「唐代勳官制度研究の現状と課題」『駿台史学』第一二一冊、二〇〇四年などを参照。

(22) この他、武選にも納資により出身できる品子の一種（納課品子）があった。なおこれら品子の実態については毛漢光「唐代蔭任之研究」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第五五本三分、一九九五年を参照。

(23) 唐代の流外官の実態については、任士英「唐代流外官制研究 上」『唐史論叢』五、三秦出版社、一九九〇年および「同 下」『唐史論叢』六、陝西人民出版社、一九九五年、築山治三郎「唐代の胥吏」『唐代政治制度の研究』創元社、一九六七年などを参照。

(24) 唐代の視品官については前掲注(20) 李論文および荒川正晴「北朝隋・唐代における『薩寶』の性格をめぐって」『東洋史苑』第五〇・五一号、一九九八年を参照。

(25) 『朝野僉載』巻四

周張衡、令史出身、位至四品、加一階、合入三品、已团甲。因退朝、路旁見蒸餅新熟、遂市其一、馬上食之、被御史彈奏。則天降勅、流外出身、不許入三品。遂落甲。

(26) 『宋本冊府元龜』卷六二九、銓選部 条制

其年閏十月二十五日勅、八寺丞、九寺主簿、三監丞・簿、城門・符宝郎、通事舍人、大理司直・評事、左右衛・千牛衛・金吾衛・左右率府・羽林衛長史、直長、太子通事舍人、親王掾・属・判司・参軍、京兆・河南・太原判司、赤丞・簿・尉、御史台主簿、校書、正字、詹事主簿、協律、奉礼、太祝等、出身入仕、既有殊途、望秩常班、須從甄異。其有從流外及視品官出身者、不得任前件官。其中書主書、門下録事、尚書都事、七品官中、亦為緊要、一例不許、頗乖勸獎。其考詞有清幹景行吏用文理者、選日簡括、取歴十六考已上者、聽量擬左右金吾長史及寺・監丞。

(27) 前掲注(22) 毛論文、孫国棟「唐代中央重要文官遷轉途徑研究」龍門書店、一九七八年 七頁、高橋徹

「宋初寄禄官淵源考」『响沫集』七、一九九二年、頼瑞和「唐代基層文官」聯経出版、二〇〇四年 一七四頁など。

(28) 前掲注(22) 毛論文。

(29) 校書については『通典』卷二六 職官八に「大唐置八人、掌讎校典籍、為文士起家之良選。其弘文・崇文館・著作・司經局、並有校書之官、皆為美職、而秘書省為最。」と、大理評事については『秘笈新書』卷五に「西京雜記云、拾遺立緊、評事出緊、赤尉坐緊。出緊者、以其銜恩按覆、彈劾不法也。入仕之路、歷是三官者、時輩共以為榮也。」とあって、いずれもエリート官人の望むポストであることが窺える。

(30) 宮崎市定『九品官人法の研究』『宮崎市定全集』六、岩波書店、一九九二年 二八一頁。

(31) 前掲注(30) 宮崎書 七六一七七頁。

(32) 官の清濁については前掲注(30) 宮崎書のほか、越智重明「南朝の清官と濁官」『史淵』第九八輯、一九六七年、上田早苗「貴族的官制の成立―清官の由来とその性格」『中国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年、渡辺信一郎「清―六朝隋唐国家の社会編成論」(前掲注(12) 渡辺書所収)などを参照。

(33) 前掲注(3) 礪波書論文 三七〇頁。

なお大祝郎、校書、正字は進士出身者にとつての出身階より品階が若干高い。しかし出身階はあくまで本

品(散官)であり、職事官の階と一致するとは限らない。したがってこれらが科挙出身者に就任優先権のある職事官と位置づけられたとしても問題はないはずである。実際に科挙出身でこれらを初任の職事官とする官人は多数にのぼる。進士科設置の目的が九品官への即時任用にある以上、本品(出身階)にとらわれず優先権のある職事官を与えることは必要な措置であったと考えられる。

(34) 校書や正字のエリートコースとしての位置づけは、前掲注(27) 頼書、吳夏平「唐校書郎考述」『貴州文史叢刊』二〇〇五年第一期などを参照。

(35) 前掲注(12) 渡辺論文 三三一頁。

(36) 前掲注(8) 参照。

(37) 『唐摭言』卷一一一  
開元中、薛據自恃才名、於吏部參選、請受万年錄事。流外官共見宰執訴云、赤録事是某等清要官、今被進士欲奪、則「某」等色人、無措手足矣。遂罷。

なお『唐摭言』には某の字はないが、前掲注(8) 礪波論文の指摘に従い補った。

(38) 清・徐松の『登科記考』巻七によれば薛據は開元十九年の進士。

(39) 『宋本冊府元龜』卷六二九、銓選部、条制  
(聖曆)三年正月三十日勅、監察御史、左右拾遺、赤泉

尉・主簿、大理評事、兩畿臬丞・主簿・尉經三任已上、及内外官經三任十考以上、不改旧品者、選敘日、各聽量隔品処分。余官必須以次授任、不得超越。

(40) この他、恩赦などによる加階などがあるが、こうした例外事項は本稿では考慮に入れないことにする。

(41) 唐代における官人の考課に関しては大庭脩「建中元年朱巨川奏授告身と唐の考課」『唐告身と日本古代の位階制』皇学館出版部、二〇〇三年、黄清連「唐代文官考課制度」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第五五本一分、一九八四年などを参照。

(42) 『大唐六典』卷二、吏部、吏部尚書・侍郎職掌条には同様の規定について、「若都畿・清望、歴職三任、經十考已上者、得隔品授之。不然則否。」、その原注に

史料 <sup>3</sup>		六典	
対象官職	隔品の規定	対象官職	隔品の規定
監察御史、左右拾遺、赤臬尉・主簿、大理評事、畿臬丞・簿・尉	三任以上した者	監察御史、左右拾遺、大理評事、畿臬丞・簿・尉	三任十考以上した者
その他の官	三任十考以上した者	その他の官	記載無し

は「謂監察御史、左右拾遺、大理評事、畿臬丞・簿・尉、三任十考已上、有隔品授者」とあって、上の表のような相違がある。

(43) 『封氏聞見記』卷三、制科  
 宦途之士、自進士而歴清貴、有八僦者。一日進士出身、制策不入。二曰校書、正字不入。三曰畿尉、不入。四曰監察御史、殿中不入。五日拾遺、補闕不入。六曰員外郎、郎中不入。七曰中書舍人、給事中不入、八曰中書侍郎、中書令不入。言此八者尤為僦捷、直登宰相、不要歴余官也。

(44) 榎木正「博学宏詞科・書判拔萃科の実施について―『循資格』を手懸りとして―」『関西大学法学論集』第三七卷四号、一九八七年。

(45) 前掲注(9)池田「一九七〇」論文 二九九頁。  
 (46) 唐代の臬尉については礪波護「唐代の臬尉」(前掲注(3)礪波書所収)、および前掲注(27)頼書第三章「臬尉」を参照。

(47) 王冷然の上書の年代については、岑仲勉「唐集質疑」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第九本、一九四七年 五十六頁、また嚴耕望『唐僕尚丞郎表』第二冊 中央研究院歴史語言研究所、一九五六年 五七一頁を参照。

(48) 『唐摭言』巻六、公廡

抑又聞之、昔閔子騫為政曰、仍旧貫、如之何。何必改作。凡校書・正字一例不得入畿。相公會為此職、見貞觀已來故事。今吏部侍郎楊滔、眼不識字、心不好賢、蕪穢我清司、改張我旧貫、去年冬奏請、自今已後、官無内外、一例不得入畿。即知、正字・校書不如一鄉俱尉、明經・進士不如三衛出身。相公復此改張、甄別安在。

(49) 『登科記考』は王冷然を開元五年の進士及第、同年の拔萃科及第としている。彼の墓誌（拓本写真は『北京図書館蔵中國歴代石刻拓本彙編』第二五冊 北京図書館金石組編、一九八九年 第三頁、録文は周紹良編『唐代墓誌彙編』下冊 上海古籍出版社、一九九二年 一五三二頁より確認できる）によれば、「以秀才擢第、授東宮校書郎、滿秩、移右威衛兵曹參軍。……」とあり、彼を秀才の出身としている。秀才科は高宗の永徽二年（六五一）に停止され、開元二四年（七三二）に一旦復活されるが、結局廢れてしまった科目である。従って時代的に王冷然が秀才科出身であ

るはずはない。この点に関して、劉海峰『唐代教育与選挙制度綜論』天津出版社、一九九一年、第四章、第一節「唐代秀才科存廢与秀才名目的演變」によれば、秀才科廢止後もその名は進士科の別称として使われたと結論付けている。この王冷然の場合もその一例に相違ないだろう。

(50) 『旧唐書』巻六二、楊恭仁伝。

(51) 愛宕元「唐代における官蔭入仕について―衛官コースを中心として―」『東洋史研究』第三五巻二号、一九七六年。

(52) 前掲注(51) 愛宕論文。

# Formation and the progress of the career path of the elite bureaucrats in Tang Dynasty

KOJIMA Hiroyuki

Key words: Empress Wu, imperial examination system, personnel policies, career path, bureaucracy

This article mainly analyzes the formation process of the career path of elite bureaucrats in Tang Dynasty. Moreover, from the viewpoint of the history of personnel policies, the Wu Zhou (武周) era in Tang Dynasty is discussed.

In 698, an edict was issued, stating that the appointment of lower bureaucrats had to be based on their qualifications, when they entered officialdom. As a result, for the imperial examination, the career of successful candidates was distinguished from that of the lower classes. After three years, the Wu Zhou (武周) government determined that some posts in the bureaucratic system were to be able to be promoted to dignity early for the lower bureaucrat. This government decision—known as Ge Pin Gui Ding (隔品規定)—constituted the support plans for candidates who were successful in the imperial examination. These successful candidates had a lower position in officialdom, and without the new policy, it was impossible for them to acquire a dignified position. Thus, the career paths of the elite bureaucrats in the Tang Dynasty were influenced by these personnel policies in the Wu Zhou (武周) era. A representative example of such career paths is the progression to Prime Minister by passing a selective examination eligible to candidates holding certain posts presented by the Ge Pin Gui Ding (隔品規定) policy. Such personal policies introduced by Empress Wu revealed one aspect of the security granted to successful candidates in the imperial examination.